

## 4-2 解約方法

### 解約方法

解約に必要な書類をご準備いただき、提出をお願いします。

### 解約に必要な書類

アントレサロンの 住所を利用している方	アントレサロンの 住所で本店・支店を 登記している方	提出書類
利用していない	—	・解約申入れ書
利用している	登記していない	・解約申入れ書
	登記している	・解約申入れ書 ・登記移転後の登記簿謄本 履歴事項全部証明書

※「解約申入れ書」及び登記移転後の登記簿謄本「履歴事項証明書」の原本を持参または郵送でご提出ください。

※法人解散による解約の場合は、清算後の「閉鎖事項証明書」と「解約申入れ書」のご提出により解約となります。

### 解約時の注意点

- ・解約日は会員規約に則り、解約申入れ書を弊社が受けとった月の翌月末となります。
- ・個室、フリーデスクプランは解約日までにICカードをご返却下さい。
- ・解約日までに名刺、HP、チラシなどへの住所の記載削除、解約日以降のセミナールームの予約を削除してください。
- ・住所利用をしている場合は、最短契約期間は6か月となります。  
住所利用をされていない場合は、最短契約期間は2ヶ月となります。  
最短契約期間に満たない場合は、最短契約期間までご利用いただくか、残月数分の利用料金をお支払いいただき、解約となります。

提出先

---

■銀座アントレサロン

〒104-0061

東京都中央区銀座7丁目13番5号 NREG 銀座ビル 1階

銀座セカンドライフ株式会社 アントレサロン係

電話番号：03-3545-1765

■東京アントレサロン

〒103-0027

東京都中央区日本橋3丁目2番14号 新槇町ビル別館第一1階

銀座セカンドライフ株式会社 アントレサロン係

電話番号：03-3231-0422

■新宿アントレサロン

〒160-0022

東京都新宿区新宿2丁目12番13号 新宿アントレサロンビル 2階

銀座セカンドライフ株式会社 アントレサロン係

電話番号：03-3351-3022

■池袋アントレサロン

〒171-0013

東京都豊島区池袋1丁目34番5号 いちご東池袋ビル 6階

銀座セカンドライフ株式会社 アントレサロン係

電話番号：03-5956-0140

■横浜アントレサロン

〒220-0004

神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番1号 水信ビル 7階

銀座セカンドライフ株式会社 アントレサロン係

電話番号：045-316-1366

■桜木町アントレサロン

〒231-0062

神奈川県横浜市中区桜木町 1 丁目 101 番 1 クロスゲート 7 階

銀座セカンドライフ株式会社 アントレサロン係

電話番号：045-664-1455

■川崎アントレサロン

〒210-0007

神奈川県川崎市川崎区本町 11 番地 2 川崎フロンティアビル 4 階

銀座セカンドライフ株式会社 アントレサロン係

電話番号：044-244-7340